

平成28年度 第1回

福岡市中央卸売市場開設運営協議会

【日時】 平成29年2月9日（木） 15時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 委員紹介

4. 議 題

議 題 1 所属部会の決定について（資料1）

5. 報 告

報告事項1 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について
（資料2，別添資料1，2）

報告事項2 博多漁港高度衛生管理整備事業について（資料3）

6. そ の 他

- ・国の動向について（参考資料1）
- ・輸出手続きの迅速化について（参考資料2）
- ・各市場の取扱状況について（参考資料3）

7. 閉 会

【資料一覧】

資料1 所属部会の決定について

資料2 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について

資料3 博多漁港高度衛生管理整備事業について

別添資料1 福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）新旧対照表

別添資料2 福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和46年規則第94号）
新旧対照表

参考資料1 農業競争力強化プログラム（概要）等

参考資料2 卸売市場における輸出証明書の交付等について

参考資料3 各市場取扱状況

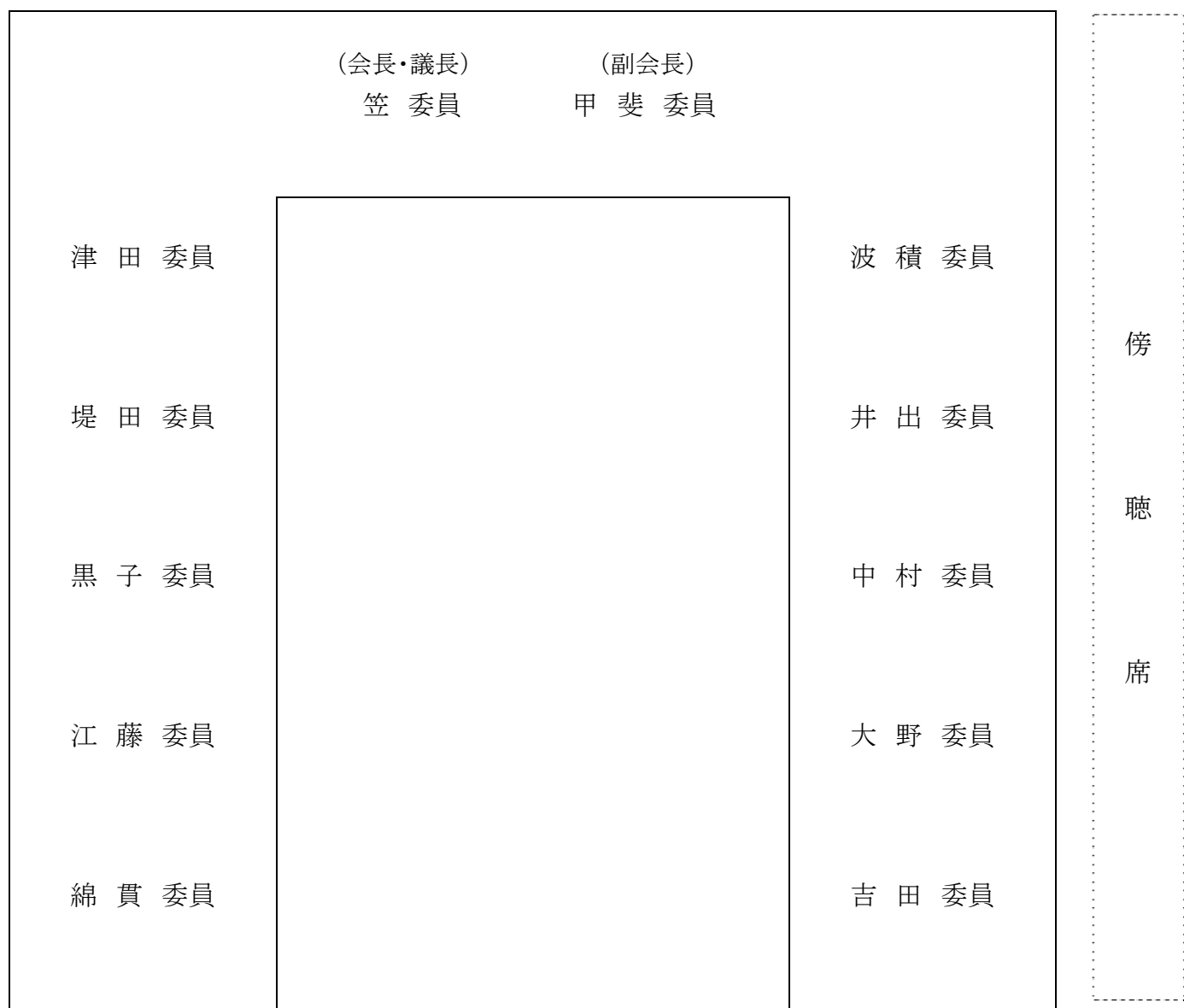
福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

| 氏 名 | 選 出 区 分 | 備 考 |
|-----------|---------------------------------|-------|
| 笠 康 雄 | 福 岡 市 議 会 議 員 | 会 長 |
| 津 田 信 太 郎 | 福 岡 市 議 会 議 員 | |
| 堤 田 寛 | 福 岡 市 議 会 議 員 | |
| 黒 子 秀 勇 樹 | 福 岡 市 議 会 議 員 | |
| 江 藤 博 美 | 福 岡 市 議 会 議 員 | |
| 綿 貫 英 彦 | 福 岡 市 議 会 議 員 | |
| 小 寺 均 | 福 岡 県 農 林 水 産 部 長 | |
| 甲 斐 諭 | 中 村 学 園 大 学 学 長 | 副 会 長 |
| 波 積 真 理 | 熊 本 学 園 大 学 商 学 部 教 授 | |
| 井 出 龍 子 | 消 費 生 活 相 談 員 | |
| 中 村 貞 子 | 福 岡 市 農 業 協 同 組 合 理 事 | |
| 大 野 憲 俊 | 福 岡 大 同 青 果 (株) 代 表 取 締 役 会 長 | |
| 川 端 淳 | (株) 福 岡 魚 市 場 代 表 取 締 役 社 長 | |
| 青 柳 清 一 郎 | 福 岡 中 央 魚 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長 | |
| 吉 田 満 | 福 岡 食 肉 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長 | |

(15名)

平成28年度 第1回 福岡市中央卸売市場開設運営協議会(座席表)



| | | | | |
|--------------|--------------------------|-------------------|----------------------|-------------|
| 三 宅 青果市場長 | 棕 野 農林水産局長 | 津 留 中央卸売市場長 | 平 田 市場課長(食肉市場長兼務) | 報 道 席 |
| | 檜 崎 課長(青果市場ブランド化推進担当) | 江 崎 課長(市場整備担当) | 西 依 鮮魚市場長 | |

事 務 局

事 務 局

議題1 所属部会の決定について

○所属部会(案)

青果部会(11名)

(敬称略・順不同)

| 氏名 | 選出区分 | |
|--------|--------------------|------|
| 黒子 秀勇樹 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 笠 康雄 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 小寺 均 | 福岡県農林水産部長 | 委員 |
| 中村 貞子 | 福岡市農業協同組合理事 | 委員 |
| 大野 憲俊 | 福岡大同青果(株)代表取締役会長 | 委員 |
| 丸小野 光正 | 福岡大同青果(株)代表取締役社長 | 専門委員 |
| 波多江 隆助 | 福岡市青果卸売商業協同組合理事長 | 専門委員 |
| 木下 康一 | 福岡市青果商業協同組合理事長 | 専門委員 |
| 中村 光明 | 福岡市園芸振興協会会長 | 専門委員 |
| 鬼木 晴人 | 福岡市農業協同組合代表理事組合長 | 専門委員 |
| 石川 直茂 | 福岡市東部農業協同組合代表理事組合長 | 専門委員 |

※ 網掛けは、新たに就任された委員及び専門委員

水産物部会(16名)

| 氏名 | 選出区分 | 役職 |
|--------|-----------------------|------|
| 津田 信太郎 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 堤 田 寛 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 波積 真理 | 熊本学園大学商学部教授 | 委員 |
| 井出 龍子 | 消費生活相談員 | 委員 |
| 川端 淳 | (株)福岡魚市場代表取締役社長 | 委員 |
| 青柳 清一郎 | 福岡中央魚市場(株)代表取締役社長 | 委員 |
| 有江 康章 | 福岡県農林水産部水産局長 | 専門委員 |
| 白木 隆一 | (株)福岡魚市場専務取締役 | 専門委員 |
| 石金 清 | 福岡中央魚市場(株)常務取締役 | 専門委員 |
| 安部 泰宏 | 福岡市鮮魚仲卸協同組合理事長 | 専門委員 |
| 田中 道孝 | 福岡魚類出荷仲卸組合組合長 | 専門委員 |
| 江口 史生 | 福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合組合長 | 専門委員 |
| 稲益 重樹 | 福岡水産物商業協同組合理事長 | 専門委員 |
| 櫻木 正三 | 福岡水産物取引精算(株)代表取締役社長 | 専門委員 |
| 細江 四男美 | 福岡市漁業協同組合理事 | 専門委員 |
| 城島 正彦 | 日本遠洋旋網漁業協同組合専務理事 | 専門委員 |

※ 網掛けは、新たに就任された委員及び専門委員

食肉部会(7名)

| 氏名 | 選出区分 | |
|-------|------------------|------|
| 江藤 博美 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 綿貫 英彦 | 福岡市議会議員 | 委員 |
| 甲斐 諭 | 中村学園大学学長 | 委員 |
| 吉田 満 | 福岡食肉市場(株)代表取締役社長 | 委員 |
| 山下 克之 | 福岡県農林水産部畜産課長 | 専門委員 |
| 津田 隆 | 福岡食肉市場(株)取締役部長 | 専門委員 |
| 宮崎 成治 | 福岡食肉買参事業協同組合理事長 | 専門委員 |

※ 網掛けは、新たに就任された委員及び専門委員

【参考】 福岡市中央卸売市場業務条例(抜粋)

第7章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

(中央卸売市場開設運営協議会の設置)
 第83条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福岡市中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

～ 第84条省略 ～

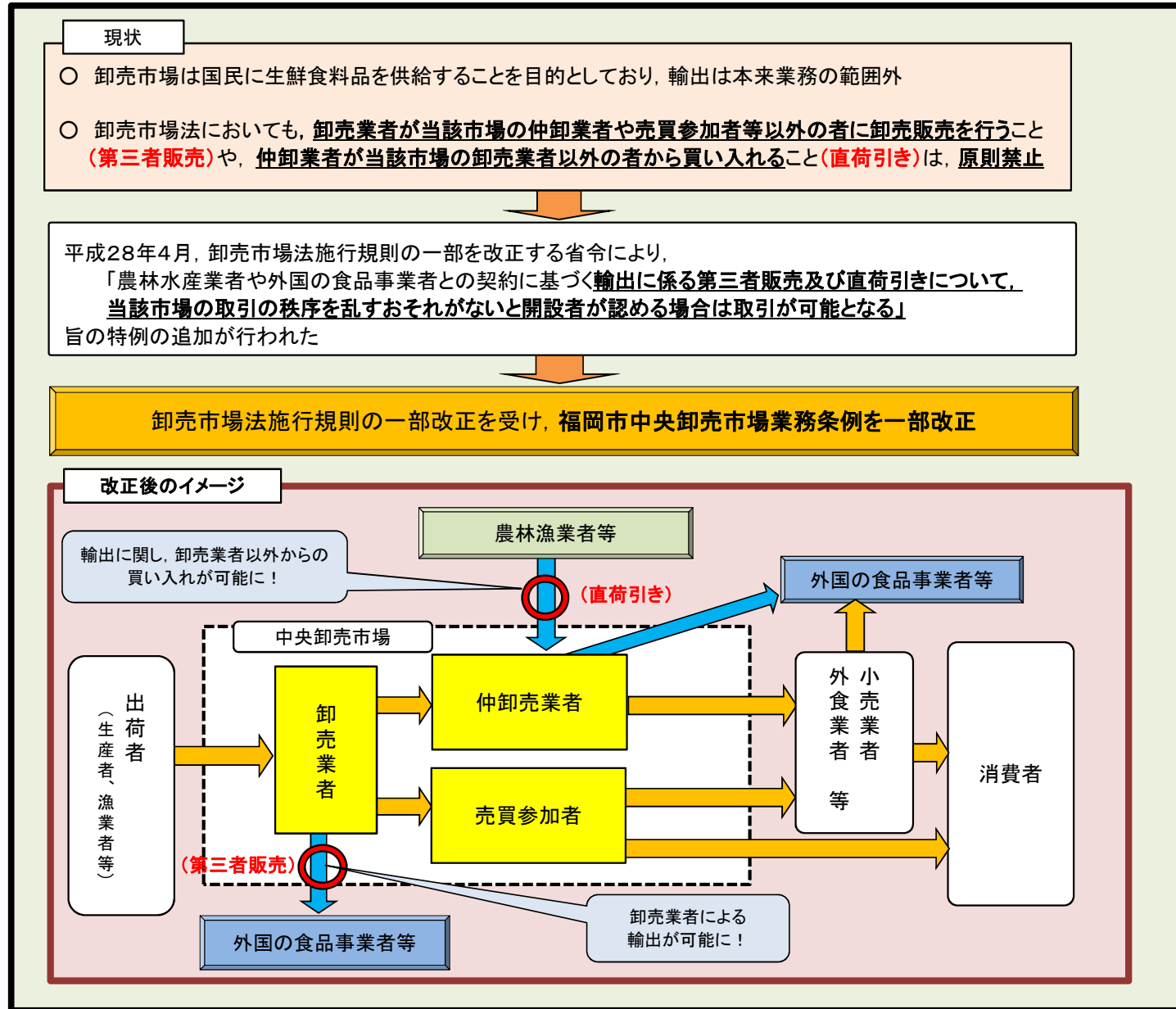
(組織)
 第85条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。
 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
 3 委員及び専門委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

～ 第86条から第89条まで省略 ～

(部会)
 第90条 協議会に青果部会、水産物部会及び食肉部会(以下「部会」と総称する。)を置く。
 2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。
 (以下省略)

国においては卸売市場を活用した農林水産物の輸出を推進しており、平成28年4月の卸売市場法施行規則の一部改正を受け、本市においても中央卸売市場業務条例の一部改正を行うことで、市場を活用した輸出の促進により、市場の活性化に取り組むもの。

1. 条例の一部改正の経緯



3. 条例改正案について(別紙新旧対照表参照)

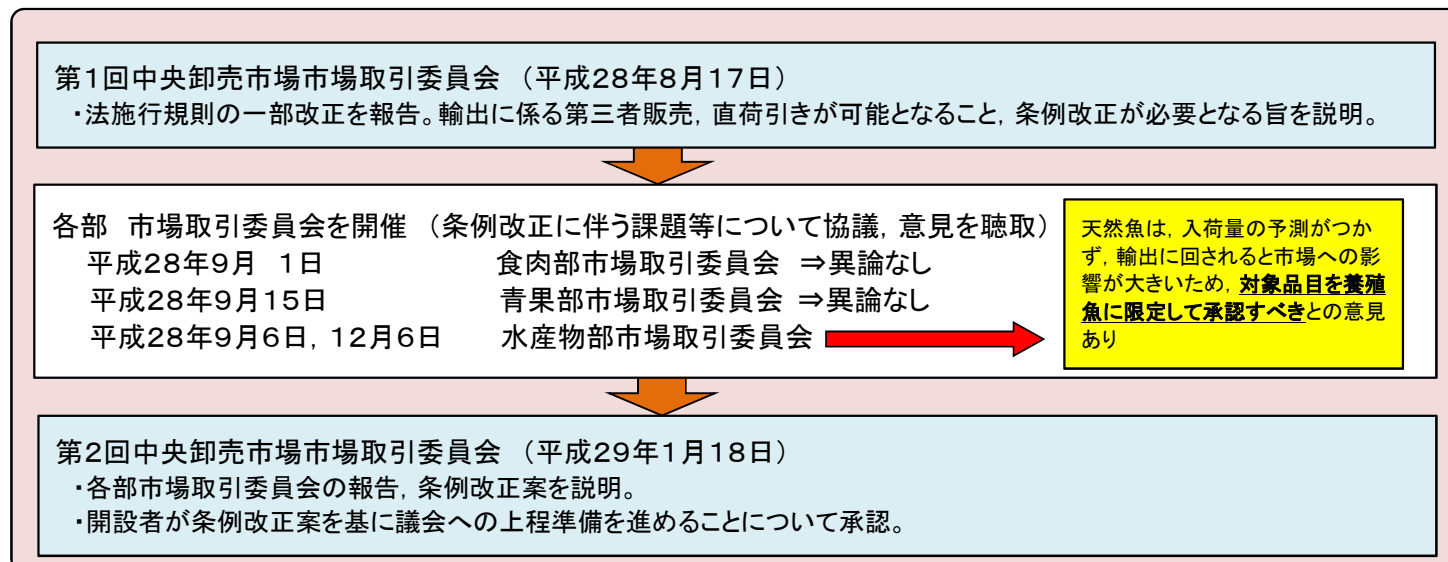
【改正の概要】

中央卸売市場における取引の相手方の制限の例外として、輸出に係る第三者販売及び直荷引きを行うことが可能となったため、福岡市中央卸売市場業務条例に所要の改正を行うもの。

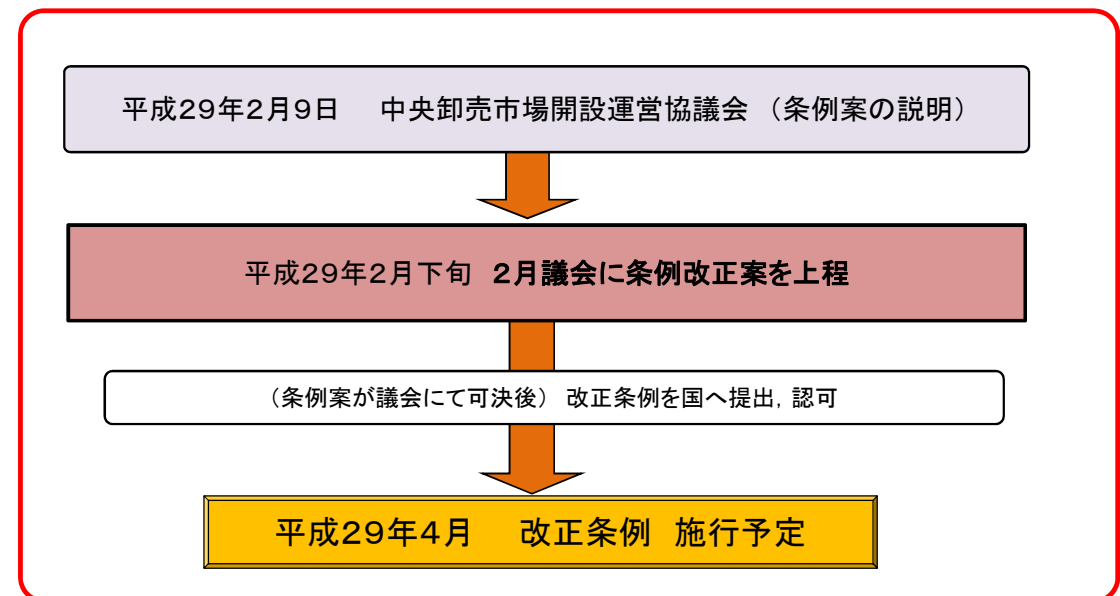
- 輸出に係る第三者販売**
 - 要件
 - 卸売業者が輸出に関する契約に基づき卸売する場合であって、契約において物品の品目、数量の上限等について定めていること
 - 市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること
 - 申請手続、卸売数量等の報告(既存の例外規定と同様に規定)
- 輸出に係る直荷引き**
 - 要件
 - 仲卸業者が輸出のための買入れに関する契約に基づき買入れる場合であって、契約において物品の品目、数量の上限等について定められていること
 - 市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること
 - 申請手続、販売数量の報告、仲卸業者市場使用料(既存の例外規定と同様に規定)
- その他**
 - 衛生上有害な物品等の売買禁止等
 - 調整転送の廃止

※鮮魚市場においては、対象を養殖魚に限定し、承認することとし、その旨を別途、要領に定めることとしている。

2. これまでの取り組み状況



4. 今後のスケジュール



報告事項2 博多漁港高度衛生管理整備事業について

○事業概要

国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、博多漁港の陸揚げ岸壁と荷さばき所を対象範囲とし、取り扱われる水産物についての高度な衛生管理体制の確立及び大規模地震等災害発生後、速やかに水揚げが再開できる「災害に強い漁港・市場づくり」を図るため、荷さばき所の整備及び陸揚げ岸壁の耐震強化を一体的に行うもの。

(1)主な施設整備内容

- ・閉鎖型荷さばき所の整備、荷さばき所への防鳥ネット等の設置
- ・耐震強化岸壁の整備 -5.5m岸壁(改良) 290m

(2)事業期間

- ・平成27年度～平成32年度(予定)

(3)計画事業費

- ・事業費総額 2,443百万円(国庫補助率:2/3)

(4)これまでの経緯

平成26年度 国(水産庁), 福岡県, 福岡市及び市場関係者協議
博多漁港高度衛生管理検討協議会 計2回開催(ワーキンググループ 計3回開催)

平成27年度 5月29日 博多地区高度衛生管理基本計画策定(水産庁)
6月10日～6月30日 特定漁港漁場整備事業計画(案)の縦覧(水産庁)
8月13日 特定漁港漁場整備事業計画策定(水産庁)
博多漁港高度衛生管理検討協議会 計3回開催(ワーキンググループ 計4回開催)

平成28年度 9月～2月(予定) 魚函倉庫・西卸売場棟充電設備工事
11月～2月(予定) 突堤西卸売場棟(海側)改修工事
博多漁港高度衛生管理検討協議会 計2回開催(ワーキンググループ 計4回開催)

(5)今後のスケジュール(予定)

■全体事業スケジュール

| 棟別 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | | 平成32年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|---|----|--------------|-----------|---|-----------------|-----------|-----------|-----------|---|---------|--------|---|----|----|----|-----------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|--|
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 耐震強化岸壁工事 | | | | | | | 1-1工区-35m | 1-2工区-60m | | | | 2工区-95m | | | | | | | 3工区-100m | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①突堤西卸売場棟 | | | | [海側]改修工事 | [陸側]改修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②長浜卸売場棟 | | | | | [西工区]解体工事 | | [西工区]改築工事 | 切替 | [東工区]解体工事 | [東工区]改築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東卸売場棟 | | | | | | | [西工区]改修工事 | 切替 | [東工区]改修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③突堤東卸売場棟 | | | | | | | | | | | | | | | | | | [北工区]改修工事 | 切替 | [南工区]改修工事 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④魚函倉庫 | | | | [2階]充電設備工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤西卸売場棟 | | | | [1,2階]充電設備工事 | | | 既存シャッター部防鳥ネット設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※計画変更対象

鮮魚市場高度衛生管理整備事業(工事期間:H28~H32年度)

出典: 国土地理院ウェブサイト



博多漁港 高度衛生管理検討協議会等を通して、西卸売場棟における基本計画の変更が必要との方針を確認したため、国(水産庁)と変更に係る協議を開始していくもの。